入札説明書類

件名:複合機賃貸借、保守一式(研究支援部)

令和7年2月

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

1	入札記	兑明	書	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	部
2	仕様書	탈•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	部
3)契約 ① ~@				・ あっ	・ って	・ は、	• 内	•]容	・ を	• 热知	・ す	・る	・ こと	•	•	•	•	•	1	部
4	質疑		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	部
5	ご担当 ④~⑤	:期		令和	∏7	年														5 C	部 と。
6	競争	多加	資	格	確	認	関	係	書	類	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	部
7	誓約書	탈.	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	種
8)保険* ⑥~®						-				・ まで		• 提出					•	•	1	部
9	入札 ⑨:1 ま	_																	•	1	部
10	入札書	事等	記	載	要	領	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	部
(1))入札話 ⑪:応	• -				• . ද	• 令和	• 7年	• ≢3	· 月	• 1 2	· 日	・ まて	・ ごに	• .提	• 出す	・ ける	·		1	部
12	委任物	犬・	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	部
(13)	年間 ⑫~⑬	:内	-	を熟					-				•	•	• 惧,	• ヘゼ	• 生 女	·	·		部
		川川	イレニ	1 H	ſŢ	小口	1 +	ر د .	/ □ I	. J	\sqcup /	> 1:	// J/I'l	ュエ	<i>~</i> 777) *	112	」一	9 '	<i>ع</i> ر		• 0

入札説明書

「複合機賃貸借、保守一式(研究支援部)」にかかわる入札公告(令和7年2月20日付)に基づく入札等については、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所会計規程(17規程第7号)(以下「会計規程」という。)及び国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所契約事務取扱要領(17要領第8号)(以下「契約事務取扱要領」という。)に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 契約担当者

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 理事長 中村 祐輔

2 委託業務内容

- (1) 契約件名 複合機賃貸借、保守一式(研究支援部)
- (2) 仕様等 詳細は別添「仕様書」のとおり。
- (3) 契 約 期 間 自:令和7年4月1日 至:令和12年3月31日
- (4)納入場所 大阪府茨木市彩都あさぎ7-6-8 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 新棟2階 研究支援部

(5)入札方法

入札金額については、:総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された 金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端 数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とする。入札 者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載すること。

(6)入札保証金及び契約保証金 全額免除

3 競争参加資格

- (1)契約事務取扱要領第4条及び第5条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和4・5・6年度厚生労働省一般競争入札参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供」 のA~Dのいずれかの等級に格付けされている者であること。
- (3) 当該役務・物品等を確実に履行・納入できると認められる体制等を有している者であること。
- (4) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (5)経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (6) その他契約事務取扱要領第3条の規定に基づき、契約担当役が定める資格を有する者であること。
- (7)公益法人においては、「政府関連公益法人の徹底的な見直しについて」(平成21年12 月25日閣議決定)の内容について問題がない者であること。
- (8) 暴力団が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者に該当しないこと。

- (9) 法人格を持つ事業体であること。さらに、消費税及び地方消費税並びに法人税について、 納付期限を過ぎた未納税額がないこと。
- (10)「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号)を遵守し、個人情報の適切 な管理能力を有している事業者であること。
- (11) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあっては、この入札の入札書提出期限の直近2年間(⑤及び⑥については2保険年度)の保険料について滞納がないこと。
 - ①厚生年金保険 ②健康保険(全国健康保険協会が管掌するもの) ③船員保険 ④国民年 金 ⑤労働者災害補償保険 ⑥雇用保険
- 注) 各保険料の内⑤及び⑥については、当該年度における年度更新手続を完了すべき日が未 到来の場合にあっては前年度及び前々年度、年度更新手続を完了すべき日以降の場合にあ っては当該年度及び前年度の保険料について滞納がない(分納が認められているものにつ いては納付期限が到来しているものに限る。)こと。

4 提出書類等

(1) 質疑書・ご担当者連絡先

令和7年2月27日(木)17時00分までにメールにて提出すること。また、質疑書は質疑の有無にかかわらず提出すること。

提出先メールアドレス 総務部会計課契約係 keiyaku@nibiohn.go.jp

(2) 競争参加資格確認書類等

この一般競争に参加を希望する者は、本入札説明書3の競争参加資格を有することを証明する書類等(※)を令和7年3月11日(火)17時00分までに下記5(1)の場所に提出しなければならない。また、開札日の前日までの間において、契約担当役等から当該書類に関し説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

- (※)とは下記の書類である。
 - ①資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の写し
 - ②会社概要
 - ③公益法人については、3(7)を証明する書類
 - ④誓約書(3(3)の誓約書及び3(8)の誓約書)
- ⑤保険料納付に係る申立書(3(11)の申立書)
- (3) 入机書

提出期限は令和7年3月12日(水)17時00分 (郵送の場合も同様) 詳細は下記5を参照。

(4)入札辞退届

応札しない場合、開札前日(令和7年3月12日)までに提出すること。

(5)委任状・年間委任状

該当する場合は、開札当日(令和7年3月13日)に開札会場へ持参すること。

5 入札書等の提出場所等

(1)入札書等の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

 $\mp 567 - 0085$

大阪府茨木市彩都あさぎ7丁目6番8号

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

総務部会計課契約係

電話: 072-641-9860

(2)入札書等の提出方法

- ①入札書は別紙入札書様式にて作成し、直接に提出する場合は封筒に入れ封印し、かつその封皮に氏名(法人の場合はその名称又は商号)及び「令和7年3月13日開札 複合機賃貸借、保守一式(研究支援部) 入札書在中」と記載しなければならない。
- ②郵便(書留郵便に限る。)により提出する場合は二重封筒とし、表封筒に「令和7年3月 13日開札 複合機賃貸借、保守一式(研究支援部) 入札書在中」の旨記載し、中封筒 の封皮には直接に提出する場合と同様に氏名等を記載し、上記5の(1)宛に入札書の 受領期限までに送付しなければならない。なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方 法による入札は認めない。
- ③入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることはできない。
- ④入札書の日付は、提出日を記入すること。
- (3)入札の無効

次の各号の一に該当する場合は、入札を無効にする。

- ①本入札説明書に示した競争参加資格のない者
- ②入札条件に違反した者
- ③入札者に求められる義務を履行しなかった者
- ④入札書の金額が訂正してある場合
- ⑤入札書の記名又は押印が抜けている場合
- ⑥再度入札において、前回の最低金額を上回る金額で入札している場合

(4)入札の延期等

入札者が相連合し又は不穏の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを取りやめることがある。

- (5) 代理人による入札
 - ①代理人が入札する場合には、入札書に競争参加者の氏名、名称又は商号、代理人である ことの表示及び当該代理人の氏名を記入して押印をしておくとともに、開札時までに代 理委任状を提出しなければならない。
 - ②入札者又はその代理人は、本件業務委託に係る入札について他の入札者の代理人を兼ね ることができない。

6 開札及び落札後の手続

(1) 開札の日時及び場所

令和7年3月13日(木)11時00分 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 第二会議室

(2) 開札

- ①開札は、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が 立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。
- ②入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。

- ③入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応 じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示又は提 出しなければならない。
- ④入札者又はその代理人は、契約担当役が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。
- ⑤開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達し た価格の入札がないときは、再度の入札を行う。

(3) 落札者の決定方法

- ①入札書が公告及び入札説明書に定められた条件を満たしている者。
- ②会計規程第41条及び契約事務取扱要領第16条1項の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内である者。
- ③入札金額が競争参加者の中で最低価格である者。
- ④当該内容を確実に実施し、契約書の内容を誠実に遵守することができると、契約担当役が認めた者。

(4) 落札条件に該当する者が複数のとき

前項に定められた落札の条件に該当する者が複数いるときは、直ちに該当する者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち、くじを引けない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。

(5)契約書の作成

- ①契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。
- ②契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が 契約書の案に記名押印し、更に契約担当役等が当該契約書の案の送付を受けてこれに記 名押印するものとする。
- ③上記②の場合において契約担当役等が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の 相手方に送付するものとする。
- ④契約担当役等が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

複合機賃貸借、保守一式(研究支援部) 仕様書

設置・履行場所 大阪府茨木市彩都あさぎ7-6-8

新棟2階 研究支援部 (1台)

リース物品納入期日 令和7年4月1日

リース・保守期間 自:令和7年4月1日

至:令和12年3月31日

調達製品仕様

下記の仕様よりも優良な機能を備えていること。

- ・ステープラー機能 (2点:50枚綴じ)
- 両面スキャン
- ・両面コピー
- ・モノクロ印刷65枚/分
- ・スキャン240枚/分(両面)
- · FAX機能
- ・ 名刺印刷が可能
- ・最大用紙サイズ A3
- ・以下のいずれかと同等以上のセキュリティ要件に適合した ISO/IEC 15408 (Common Criteria) 認証を取得していること。
 - IEEE Std 2600.1 TM -2009, Protection Profile for Hardcopy Devices, Operational Environment A Version 1.0
 - •U.S. Government Approved Protection Profile- U.S. Government Protection Profile for Hardcopy Devices Version 1.0 (IEEE Std 2600.2 TM 2009)
 - Protection Profile for Hardcopy Devices Version 1.0

年間使用見込(1台あたり)

下記枚数は見込であり、数量を保証するものではない。

カラー刷り 60,000 枚/年

ブラック刷り 50,000 枚/年

リース品の導入について

- ・令和7年3月19日までに納入予定機種のMACアドレスを担当者宛て通知すること。
- ・導入時の初期セットアップは受託者が行うこと。
- ・令和7年4月1日の時点でリース品が使用できる状態とすること。
- ・不具合発生時には受託者の責任において原状回復を行うこと。
- ・受託者の名義で機器を動産保険に付し、そのための経費は全て入札金額に含むこと。

保守

・リース期間内においては、保守契約書記載のとおり、保守管理及び対象物の正常な稼働に必要な消耗品の供給を行うこと。

複合機賃貸借及保守契約書

収入印紙

- 1. 件 名 複合機賃貸借、保守一式(研究支援部)
- 2. 履行場所 大阪府茨木市彩都あさぎ7-6-8 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 新棟2階 研究支援部
- 3. 契約期間 自:令和7年4月1日 至:令和12年3月31日
- 4. 契約金額 賃借料 総額 金 円

(うち取引に係る消費税及び地方消費税額 金円)

月額 金 円

(うち取引に係る消費税及び地方消費税額 金 円)

保守料 別紙のとおり

5. 契約保証金 全額免除

契約担当役 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 理事長 中村 祐輔(以下「甲」という。)と 【落札者】 (以下「乙」という。)とは、複合機の賃貸借、保守及び複合機に必要な消耗品の供給について、下記の条項に基づき契約を締結する。

記

(信義誠実の原則)

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

(総 則)

- 第2条 この契約に定める条件に従い、乙は、複合機を甲の使用に供するものとする。
 - 2 乙は、甲に賃貸した複合機が常時正常な状態で稼働しうるように保守を行うとともに複合機に必要な消耗品(用紙及びステイプル針は除く。以下同じ。)を円滑に供給するものとする。
 - 3 甲は、第1項及び第2項の対価として、乙に代金を支払うものとする。

(契約内容)

- 第3条 契約の内容は複写機の保守及び消耗品の供給とし、乙は以下の各号に定める仕様で 甲にサービスを提供する。
 - 一 機器等の保守については、研究所の業務の支障がないよう十分に注意し、また施設等に

損傷を与えないよう十分な注意を払うこと。研究所施設等に損傷を与えた場合は、請負者の責任において原状復帰すること。

- 二 請負者は、平日(祝日及び年末年始を除く月曜日から金曜日)の9時から17時30分において、本研究所から機器等の障害発生の連絡を受け、機器等の修理及び点検に着手できる体制を有すること。
- 三 複写機で使用する消耗品(コピー用紙及びステープルを除く)は自動的あるいは定期 的な配送にて、無償提供するものとする。

(契約対象物件及び設置場所)

第4条 契約対象物件及び設置場所は別紙のとおりとする。

(再委託の禁止)

- 第5条 乙は、本業務を自ら実施するものとし、甲の事前の書面による同意なくして、本業務の 全部または一部を第三者に再委託してはならない。
 - 2 乙は、甲の書面による同意を得て、本業務の全部または一部を第三者に再委託する場合、 乙は、本業務の品質保持、秘密保持および個人情報保護等、本契約に定められる乙の義務と 同等の義務を当該第三者に負わせるとともに、その履行を甲に対し保証する。

(保守及び消耗品料金)

- 第6条 複合機の保守及び消耗品料金は、別紙のとおりとする。但し、別紙料金には消費税等額 を含まないものとする。
 - 2 テストコピー(乙の指定する者(以下「保守責任者」という。)が複合機の保守にあたり、複合機の点検と調整のために使用したコピーをいう。)及び不良コピーは、その枚数に相当する金額を保守料金から減額するものとする。不良コピーについては、保守責任者が甲の責に因らないと認めたものに限る。

(複写機の保守)

- 第7条 乙は、複合機を甲が常時正常な状態で使用できるように保守責任者を設置場所に派遣して、点検及び調整を行わなければならない。
 - 2 複合機が故障した場合、甲の請求により、乙は、保守責任者を設置場所に派遣して修理に 着手し、速やかに正常な状態に回復させなければならない。
 - 3 前項の作業の実施は、乙の営業時間内に行うものとする。但し、特別な事情により時間外に作業を実施した場合、乙は、乙所定の料金を甲に請求することができる。

(消耗品の供給)

- 第8条 保守責任者の点検又は甲の通知に基づき、コピー質維持のため乙が必要と認めたときは、乙は、ドラム及びディベロッパーを取り替えるものとする。
 - 2 その他の消耗品については、保守責任者の巡回又は甲の申し出により予備手持量の不足を 知った場合、乙は、速やかに当該消耗品を供給するものとする。

(消耗品の所有権)

- 第9条 消耗品の所有権は、乙に属し、甲は、それらを善良なる管理者の注意義務をもって使用 し管理しなければならない。
 - 2 甲は、消耗品を他に流用してはならない。

(複合機の所有権)

第10条 複合機の所有権は、乙に属し、甲は、それらを善良なる管理者の注意義務をもって使

用し管理しなければならない。

2 甲は、複合機が乙の所有であることを示す表示等を毀損するなど複合機の現状を変更する ような行為をしてはならない。

(設置場所の変更)

第11条 甲は、設置場所を変更する場合、あらかじめ乙に通知し、乙の承認を受けなければならない。

(複写機の返還)

第12条 契約期間満了及び第19条によりこの契約が終了した場合、甲は、複合機を乙の指定する場所に甲の費用負担のもと速やかに返還しなければならない。

(消耗品の返還)

第13条 契約期間満了及び第19条によりこの契約が終了した場合、甲は、消耗品を速やかに 返却しなければならない。

(機密の保持)

第14条 乙は、この契約の履行にあたって知り得た甲の業務上の秘密を外部に漏らし又は他の目的に利用してはならない。

(経済情勢等による変更)

第15条 甲及び乙は、この契約の締結後、この契約の契約金額を構成する費目の価格等が法令により設定、改訂若しくは廃止されたとき、又は、著しい経済情勢の変動があったときは、 甲乙協議の上、この契約に定める条件を変更することができる。

(見積書の提出)

第16条 前条の規定により契約金額の変更が行われる場合、乙は、当該変更に関する見積書を 作成し、速やかに甲に提出しなければならない。

(代金の請求及び支払)

- 第17条 賃貸借代金は月額請求とし、乙は、当該月分は翌月速やかに請求するものとする。
 - 2 乙は、複合機の保守及び消耗品料金について、毎月末において甲の指定するものの確認を 受けて複写枚数を算出し、翌月速やかに保守及び複写料金を請求するものとする。
 - 3 甲は、適法な支払請求書を受理した日から起算して30日以内に支払うものとする。

(支払遅延利息)

第18条 甲は、前条の支払期日までに代金を支払わない場合、請求代金に対し、政府契約の支 払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条の規定により計算した額 の遅延利息を支払うものとする。

(契約の解除)

- 第19条 甲は、1ヶ月前に文書により相手方に通知することによりこの契約を解除することができる。
 - 2 甲又は乙は、相手方が正当な理由なくこの契約の条項に違反した場合、文書をもって相手 方に通告 し、この契約を解除することができる。
 - 3 第1項及び第2項によりこの契約が解除された場合、甲又は乙は、これにより被る相手方 の損害に ついてその責を負わないものとする。

(保険)

- 第20条 乙は、機器の設置に伴う検査と同時に乙の名義で機器を保険に付し、その保険を負担する。
 - 2 前項の保険は、機器の保有、使用によって生じた甲又は乙の損害について、乙の指定する 金額を補償することを内容とする動産総合保険とする。

(損害賠償)

- 第21条 甲の責に帰すべき事由によって複合機に損害を与えた場合、乙は、その損害賠償を甲 に対し請求することができる。
 - 2 前項の場合において、動産総合保険で補填された損害に対しては、前項の規定にかかわらず、乙は、その賠償を甲に対し請求しないものとする。

(相手方に対する通知発効の時期)

第22条 甲から乙に対する文書の通知は、発信の日から効力を発生するものとし、乙から甲に 対する文書の通知は、受信の日から効力を発生するものとする。

(談合等の不正行為に係る解除)

- 第23条 甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。
 - 一 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。)に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条又は同法第8条の2(同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の2第18項若しくは第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - 二 乙又は乙の代理人が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは同法第19 8条又は 独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起された とき(乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。)。
 - 2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の2第18項又は第21項 の規定に よる通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなけれ ばならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

- 第24条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金(損害賠償金の予定)として、甲の請求に基づき、請負(契約)金額(本契約締結後、請負(契約)金額の変更があった場合には、変更後の請負(契約)金額)の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。
 - 一 公正取引委員会が乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2(同 法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置 命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
 - 二 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
 - 三 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第18項又は第2

1項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

- 四 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条 第1項の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金をまぬがれることができない。
- 3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲が その超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(違約金に関する遅延利息)

第25条 乙が前条に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は当該期日を経過 した日から支払をする日までの日数に応じ、年3.0%の割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(属性要件に基づく契約解除)

- 第26条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。
 - 一 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。
 - 二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
 - 三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
 - 四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
 - 五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(行為要件に基づく契約解除)

- 第27条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催 告を要せず、本契約を解除することができる。
 - 一 暴力的な要求行為。
 - 二 法的な責任を超えた不当な要求行為。
 - 三 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為。
 - 四 偽計又は威力を用いて契約担当役の業務を妨害する行為。
 - 五 その他前各号に準ずる行為。

(表明確約)

- 第28条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該 当しないことを確約しなければならない。
 - 2 乙は、前2条各号の一に該当する者(以下「解除対象者」という。)を下請負人等(下請 負人(下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。)及び再委託者(再委託以降 のすべての受託者を含む。)並びに自己又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場 合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。)としないことを確約しなければならない。

(下請負契約等に関する契約解除)

- 第29条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下 請人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならな い。
 - 2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(契約解除に基づく損害賠償)

- 第30条 甲は、第26条、第27条及び第29条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。
 - 2 乙は、甲が第26条、第27条及び第29条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第31条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(契約不適合責任)

- 第32条 甲は引き渡された物品について、検査終了後に、種類、品質又は数量が契約の内容に適合しないこと(以下「不適合」という。)を発見したときは、乙に対し、納品後1年以内に限り、相当の期間を定めて、甲の指定した方法により、目的物の修補、代替品の納入を求めることができる。民法(明治29年法律第89号)第562条第1項ただし書は本契約には適用しない。
 - 2 前項の期間内に乙が目的物の修補あるいは代替物の納入をしないときは、甲は乙に対して 代金の減額を請求することができる。
 - 3 本条の規定は、不適合について、甲が乙に対して損害賠償を請求し、あるいは契約を解除 することを妨げない。

(協議)

- 第33条 利用代金の変更その他の事情により変更が生じた場合には、甲、乙協議の上この契約を改定 するものとする。
 - 1 この契約について、甲、乙間に疑義が生じたときは、双方の協議によりこれを解決するものとする。
 - 2 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合には、甲、乙協議の上定めるも のとする。
 - 3 甲、乙間に協議の必要が生じた場合に使用する言語は日本語とする。ただし、乙はあらかじめ甲の 同意を得た上で、乙の代理人に協議の委任ができるものとする。

(裁判管轄)

第34条 この契約に関する訴えは、大阪地方裁判所の管轄に属するものとする。

上記の契約締結を証するため、本証書 2 通を作成し、甲、乙記名押印の上各 1 通を保有するものとする。

甲 大阪府茨木市彩都あさぎ7丁目6番8号 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 契約担当役

理事長 中村 祐輔

契約対象物件及び設置場所

機種及び型式	機械番号	設 置 場 所
-	-	大阪府茨木市彩都あさぎ7-6-8 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 新棟2階 研究支援部

保守および消耗品等代金

1. 保守および消耗品等代金(機械一台につき) (1) 保守および消耗品等代金は以下のとおりとする。

(単位:円・税抜)

機種 型式	保守	最低プリント料金		
	モード	1プリントにつき	単価	月額
	ブラック	1枚以上		
-	フルカラー	1枚以上		-

- 2. 保守および消耗品等料金は上記のモノクロ料金により算出した金額とカラー料金により算出した金額との合計額とする。
- 3. モノクロ料金により算出した金額とカラー料金により算出した金額との合計額が最低プリント料金月額に満たない場合、最低プリント料金月額を支払うものとする。
- 4. 料金の請求にあたり、消費税及び地方消費税については請求毎に請求額に、消費税法第28条第1項及び第29条、並びに地方税法第72条の77及び第72条の83の規定に基づき、110分の10を乗じて得た額を請求するものとする。ただし、1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てるものとする。

質 疑 書

契約担当者

国立研究開発法人医薬基盤·健康·栄養研究所 理事長 中村 祐輔 殿

住 所

氏 名(社名)

件 名 : 複合機賃貸借、保守一式(研究支援部)

上記件名の調達に係る質疑事項を下記のとおり提出します。

質	疑	事	項

質疑書については、<u>質疑の有無にかかわらず</u>、「ご担当者連絡先」と併せて下記期限までに メールにてご提出ください。

提出期限:令和7年2月27日(木)17時00分

提出先メールアドレス: 総務部会計課契約係 keiyaku@nibiohn.go.jp

ご担当者連絡先

件名:複合機賃貸借、保守一式(研究支援部)

所属部署	
担当者名	
電話番号	
メールアドレス	

質疑書と併せて、下記期限までにメールにてご提出ください。

提出期限:令和7年2月27日(木)17時00分

提出先メールアドレス:総務部会計課契約係 keiyaku@nibiohn.go.jp

競争参加資格確認関係書類

- 1 厚生労働省大臣官房会計課長から通知された等級決定通知書の写
- 2 誓約書 (2種類)
- 3 保険料納付に係る申立書
- 4 その他参考資料 会社履歴書等
- 5 提出部数 各1部
- 6 提出期限 令和7年3月11日(火)17時00分まで

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 理事長 中村 祐輔 殿

誓 約 書

弊社は、「複合機賃貸借、保守一式(研究支援部)」の入札において、弊社 が落札致した場合には、仕様書に示された仕様を満たすことを確約致します。

住 所

商号又は名称

及び代表者氏名

(1)

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤·健康·栄養研究所 理事長 中村 祐輔 殿

誓約書

弊社は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当すること はありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、弊社が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、弊社の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

- 1 契約の相手方として不適当な者
- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)であるとき又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなど しているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- 2 契約の相手方として不適当な行為をする者
- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当役等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

住 所

商号又は名称

保険料納付に係る申立書

当社は、直近2年間に支払うべき社会保険料(厚生年金保険、健康保険(全国健康保険協会管掌のもの)、船員保険及び国民年金の保険料をいう。)及び直近2保険年度に支払うべき労働保険料(労働者災害補償保険及び雇用保険の保険料をいう。)について、一切滞納がないことを申し立てます。

なお、この申立書に虚偽内容が認められたときは、履行途中にあるか否かを問わず当社に対する一切の契約が解除され、損害賠償金を請求され、併せて競争参加資格の停止処分を受けることに異議はありません。

また、当該保険料の納付事実を確認するために関係書類の提示・提出を求められたときは、速やかに対応することを確約いたします。

		令和	年	月	日
(住	所)				
(名	——— 称)				
(代表	 長者)				

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 理事長 中村 祐輔 殿

入 札 書

件名 複合機賃貸借、保守一式(研究支援部)

<u>金 円也</u>

(別紙に内訳を記入し、その合計額を記入すること)

入札説明書に定める各事項を承諾の上、上記の金額をもって入札します。

令和 年 月 日

(競争参加者)

住 所

称号又は名称

代表者職氏名

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 理事長 中村 祐輔 殿

(別紙)

(税抜き)

	1ヶ月あたりの賃借料		単位	合計
複合機賃借料	円	60	か月	円
賃借料小計				円
	コピー料金単価			
コピー料金(フルカラー)	円	300, 000	枚	円
コピー料金(ブラック)	円	250, 000	枚	円
コピー料金小計				円
合計				円

記載要領

入 札 書

入札説明書に定める各事項を承諾の上、上記の金額をもって入札します。

令和 年 月 日

(競争参加者)

住 所 【記載要領】(2)及び

(3)の「例」参照

氏 名

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

理事長 中村 祐輔 殿

【記載要領】

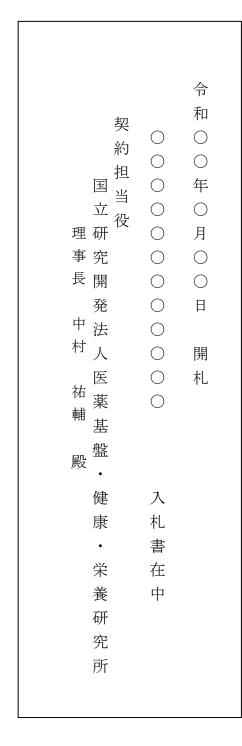
- (1) 競争参加者の氏名欄は、法人の場合はその名称又は商号及び 代表者の氏名を記載すること。
- (2) 第1回目の入札書は、<u>契約権限を有する代表者本人又は契約権</u>限を年間委任された代理人の氏名、印にて作成すること。

「例1:契約権限を有する代表者本人の場合」 (競争参加者) 住 所 東京都○○○○○○ 氏 名 株式会社 □□□□ 代表取締役 △△ △△ 印 「例2:契約権限を年間委任された代理人の場合」 (競争参加者) 住 所 東京都〇〇〇〇〇〇 氏 名 株式会社 □□□□ 代表取締役 △△ △△ 代理人 住 大阪市〇〇〇〇〇〇〇 所 株式会社 □□□□ 大阪支店 氏 名 大阪支店長 △△ △△ 印 (3) 第2回目以降代理人(復代理人)が入札する場合は、入札書に 競争参加者の所在地、名称及び代表者氏名と代理人(復代理人) であることの表示並びに当該代理人(復代理人)の氏名を記入し て押印すること。

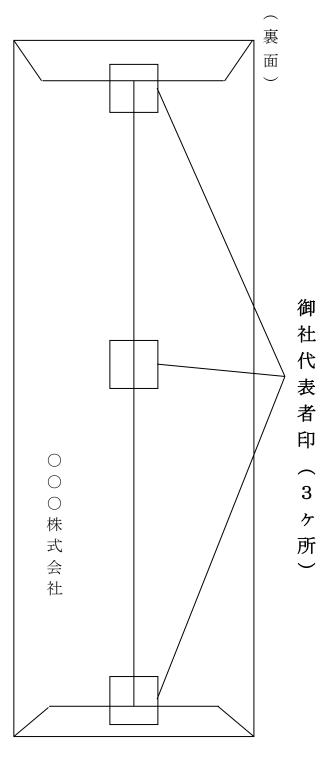
「例1:契約村	を限を を しゅう こうしゅう かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かい	有する代表者本人の代理人の場合」
(競争参加	1者)	
住	所	大阪市〇〇〇〇〇〇
氏	名	株式会社□□□□大阪支店
! ! !		代表取締役 △△ △△
代 理	人	00 00 即
「例2:契約村	を限を を しゅう かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かい	午間委任された代理人が代理を選任した
場合	`]	
(競争参加	1者)	
住	所	東京都〇〇〇〇〇〇
氏	名	株式会社 □□□□
		代表取締役 △△ △△
復代王	里 人	00 00 卸
: - -		

- (4) 記載文の訂正部分は、必ず訂正印を押印すること。
- (5) 落札決定にあたっては、入札書に記入された金額に当該金額の 10%に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、 入札者は消費税に係る課税事業者であるか非課税事業者で あるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する 金額を入札書に記入すること。
- (6) 工事、製造、役務、複数の物品等については、入札金額の積算内訳を入 札書に添付すること。

(表面)



* 氏 名 法 人 0) 場 合 は そ 0) 名 称 又 は 商 号 を 記 入 す る こ と。



入札辞退届

件 名: 複合機賃貸借、保守一式(研究支援部)

上記の入札件名について、都合により辞退します。

令和 年 月 日

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 理事長 中村 祐輔 殿

入 札 者

住 所

氏名(社名)

委 任 状

私は、

を代理人と定め、下記のとおり委任いたします。

記

委任事項

令和7年3月13日開札 件名「複合機賃貸借、保守一式(研究支援部)」 の競争入札に関する開札日における一切の権限を委任いたします。

代 理 人

氏 名

令和 年 月 日

委任者

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

(II)

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 理事長 中村 祐輔 殿

年 間 委 任 状

私は、下記受任者を代理人と定め令和 年 月 日から令和 年 月 日までの間における 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 との下記事項に関する権限を委任します。

記

- 1. 見積、入札及び契約の締結に関すること。(契約の変更、解除に関することを含む)
- 2. 契約物件の納入及び取下げに関すること。
- 3. 契約代金の請求及び受領に関すること。
- 4. 復代理人を選任すること。
- 5. 共同企業体の結成及び結成後の共同企業体に関する上記各項の権限。 【工事契約以外の場合は除く】 (ただし、3については、上記期間満了日の翌々月末までとする。)

令和 年 月 日

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 理事長 中村 祐輔 殿

委仟者

本社・本店所在地 商号又は名称 代表者職氏名

ED)

受任者

支店等所在地 商号又は名称 代表者職氏名

◐

件名:複合機賃貸借、保守一式(研究支援部)

ご担当者連絡先及び質疑書について

「ご担当者連絡先」及び「質疑書」は、期日までに下記メールアドレス宛てに電子媒体 (電子文書ファイル)で提出をお願いいたします。

7567-0085

大阪府茨木市彩都あさぎ7丁目6番8号

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 総務部会計課契約係 提出先メールアドレス keiyaku@nibiohn.go.jp

期限について

ご担当者連絡先・質疑書 : 令和7年2月27日(木) 17時00分まで競争参加資格確認関係書類: 令和7年3月11日(火) 17時00分まで

入札書 : 令和7年3月12日(水) 17時00分まで

開札日の日時 : 令和7年3月13日(木)11時00分

入札参加改善に向けたアンケート

案件名	複合機賃貸借、保守一式(研究支援部)
公告種別	一般競争入札
すべての事業者様に	(質問)入札公告日又は説明会の日から入札書・提案書等の提出期限までは適切でしたか
お伺いいたします。	□ 1 特に問題はなかった
該当箇所に	□ 2 期間が短かかった
いします。	(具体的な必要期間:)
参加(応募)頂けない	□ 1 競争参加資格の等級が、自社の参加資格と一致していなかった。
事業者様の理由をお	□ 2 説明書をみても業務内容、業務量、求められる成果物、審査基準が分かりにくく、
聞かせください。	判断できなかった。
該当箇所に をお願	□ 3 業務内容に一部扱えない業務があった。
いします。	(具体的業務:
	□ 4 参加しても価格の優位性がなく受注見込みがないと判断した。
	□ 5 求められる業務実績の要件が厳しかった。
	(厳しいと考えられた業務実績:
	□ 6 業務の履行期間が短く、期日までに成果物を納品できない可能性があった。
	□ 7 業務内容が多岐にわたるため、必要な技術者・要員を確保するには時間が不足し
	ている。又は発注ロットが大きすぎて、必要な人員等を確保できないと判断した。
	□ 8 入札公告(公示)又は説明会の日から入札書・提案書等の提出期限までの期間が 短かった。
	□ 9 その他:自由記載
補足	仕様書等に改善すべき点があれば教えてください。
【すべての事業者様・	
自由回答】	
ご意見・ご要望	
【すべての事業者様・	
自由回答】	
事業者名(任意)	
ご担当者(任意)	
ご連絡先(任意)	

ご協力頂きましてありがとうございました。